（表）

申　立　書

※赤字部分は削除可。

私は、社会福祉法人○○会の理事・監事（以下「役員」という。）の就任依頼に伴い、下記のとおり欠格条項等について申し立てます。

記

１　役員の欠格条項該当事項

(1)　無

(2)　有

２　評議員及び職員の兼務状況

(1)　無

(2)　有　→　（兼務職種　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※理事と職員の兼務は可能。監事は不可。

３　社会福祉法人○○会評議員における配偶者及び三親等以内の親族並びに厚生労働省令で定める特殊関係者の状況

(1)　無

(2)　有　→　（氏名、関係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※該当者がいる場合は就任できない。

４　社会福祉法人○○会役員における配偶者及び三親等以内の親族並びに厚生労働省令で定める特殊関係者の状況

(1)　無

(2)　有　→　（氏名、関係　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

　※理事のみ理事総数の３分の１を超えない範囲で３人まで可。監事は不可。

５　社会福祉法人○○会以外における社会福祉法人の評議員及び役員の就任状況

(1)　無

(2)　有　→　（法人名、就任職 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

　※一定の条件で制限有。

６　暴力団員及び暴力団関係者等排除条項該当事項

(1)　無

(2)　有

社会福祉法人○○会理事長あて

令和　　　年　　　月　　　日

氏　名

（裏）

（１）役員の欠格条項【社会福祉法第４４条】

第４０条第１項の規定は、役員について準用する。

（第４０条第１項の規定）

一　法人

二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　監事は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３～５　（略）

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事総数の３分の１を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（２）理事のうちの各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【社会福祉法施行規則第２条の１０】

①　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　当該理事の使用人

③　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②又は③の配偶者

⑤　①から③の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑥　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

⑦　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

（３）監事のうちの各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【社会福祉法施行規則第２条の１１】

①　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

②　当該役員の使用人

③　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④　②又は③の配偶者

⑤　①から③の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑥　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

⑦　当該監事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

　（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。

⑧　他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

⑨　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）

・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

（４）暴力団員及び暴力団関係者等排除条項

【社会福祉法人審査基準第３-１-（６）】【大牟田市暴力団排除条例】

《審査基準》

暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

《排除条例上の暴力団員及び暴力団関係者等の定義》

暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）関係者等とは次に掲げるものを含む。

１　暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者

２　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者

３　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

４　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者